

随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月
国立大学法人福島大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18 年度限りのものを含む。)				(7%) 2	(19%) 35
一般競争入札等	競争入札			(11%) 3	(16%) 28
	企画競争	(7%) 2	(19%) 35	(4%) 1	(2%) 4
随意契約		(93%) 25	(81%) 146	(78%) 21	(63%) 114
合 計		(100%) 27	(100%) 180	(100%) 27	(100%) 180

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				() % 0	() % 0
一般競争入札等	競争入札			() % 0	() % 0
	企画競争	() % 0	() % 0	() % 0	() % 0
随意契約		(100%) 2	(100%) 7	(100%) 2	(100%) 7
合 計		(100%) 2	(100%) 7	(100%) 2	(100%) 7

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(8%) 2	(20%) 35
一般競争入札等	競争入札			(12%) 3	(16%) 28
	企画競争	(8%) 2	(20%) 35	(4%) 1	(2%) 4
随意契約		(92%) 23	(80%) 139	(76%) 19	(62%) 107
合 計		(100%) 25	(100%) 173	(100%) 25	(100%) 173

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

- 2 . 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年3月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、平成20年度から一般競争入札等に移行。

契約方法の見直し

- (1) 物品等の調達と不可分な関係にある保守業務について見直しを行い、当該物品等を調達する際に保守業務を含めた複数年契約に移行する。
 - (2) 契約相手方が一者しかないとしていた随意契約については、契約締結前に契約情報を公示するなど公正性を確保するための方策を平成20年度中に検討し平成21年度から実施する。
- (注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載